

令和3年度ひたちなか市

シビックプライド醸成イベント開催業務委託仕様書

1. 業務名

令和3年度ひたちなか市シビックプライド醸成イベント開催業務委託

2. 契約履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3. 業務の目的等

本市においては、「自立と協働のまちづくり基本条例」を規範として、市民と協働し、社会全体で支え合い、生涯を通じて安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めてきた。この「協働」という本市のまちの価値を守り、育て、未来へつなげていくためにも、まちへの誇りや愛着、共感を持ち、自発的にまちを良くしようとする気持ちである「シビックプライド」を育てていく必要がある。このような考えのもと、令和3年度を始期とするひたちなか市第3次総合計画後期基本計画においては、「シビックプライドを高めるまちづくり」を、重点プロジェクトに掲げたところである。

令和3年度は、この「シビックプライド」の醸成を進めていくために、キックオフイベントとして、市民参加によるワークショップを行い、まちの魅力の掘り下げを行った後、本市の魅力を伝えるキャッチコピーを作成するとともに、ロゴマークを公募し市民投票により決定していく。

その後、イベント等の様々な機会において、このキャッチコピーとロゴマーク（以下、ロゴマーク等という）を使用していく外、グッズ化による「まちの雰囲気を持ち帰り」や公共空間等を使ったメディアジャックも視野に含め、本市のビジョンや個性を共有するきっかけづくりとし、「シビックプライド」の醸成につなげていく。

上記のねらいを達成するためには、ロゴマーク等は一目でそれと分かるような、簡潔なメッセージとビジュアルであることが望ましい。将来的には、アムステルダム「I amsterdam」やバルセロナ「BARCELONA BATEGA!」のような海外の先進事例に匹敵するキャンペーンを目指すことを目的とする。

4. 業務内容

(1) ワークショップの企画運営

受託者は、市内在住者等によるワークショップの企画運営を行う。当該ワークショップは、本市のまちとしての魅力の掘り下げ等を行い、本市の魅力を伝えるキャッチコピー案の作成を目的として行うこと。

また、ワークショップの運営に当たっては、参加者による自由な発想が掻き立てられる仕掛けの工夫を行うとともに、適切な人数のファシリテーターを配置すること。

①ワークショップの参加人数：市が公募等により募集した15名程度

②ワークショップの開催数：2回程度

(2) キャッチコピー案のブラッシュアップ

受託者は、ワークショップにより作成されたキャッチコピー案を基に、より多くの人々に、本市に対する共感や理解を促すものとなるよう、さらには、言葉によって人とまちとの新しい関係を創り、まちの新たな価値を創出することを目指して、ブラッシュアップを行うこと。

(3) ロゴマーク案の公募

受託者は、キャッチコピーと相乗効果をなすロゴマーク案の募集告知を行うこと。告知媒体については、効果的な媒体を使用し広く募集が行えるものとする。

(4) ロゴマーク案の市民投票

ロゴマーク案の決定は市民投票により行うこととし、受託者は投票に必要な投票箱や投票用紙等について制作すること。また、受託者はオンライン上の投票方法も含めて提案すること。

(5) ロゴマーク案のブラッシュアップ

受託者は、市民投票による最多得票数のロゴマーク案については、作成者の承諾を得た上で、必要に応じてブラッシュアップを行うこと。

(6) 商標登録出願

受託者はロゴマーク等の先行商標調査を行い、出願しても登録が困難である場合は、デザインの再提案を行うこと。商標登録出願の詳細については、契約後に決定するものとする。

(7) ロゴマーク等の使用に係るVIガイドラインの作成

受託者は、ロゴマーク等の使用方法等についての基準を定めた、VI (Visual Identity) ガイドラインを作成すること。

(8) ロゴマーク決定の発信

受託者は、決定したロゴマークについて、効果的な媒体を使用し情報発信を行うこと。

(9) プロモーション案の作成

受託者は、ロゴマーク等を活用して戦略的に展開する、「シビックプライド・キャンペーン」等のプロモーション案を作成すること。

(10) 報告書等作成

受託者は、4- (1) ~ (9) の実施結果をとりまとめたものを実施報告書として作成し、提出する。提出後、作成物の内容について報告会を開催するものとする。

報告書には、結果までのプロセスや、それに伴う付随資料を含むものとし、内容については分かりやすく記載することとする。

5. 実施スケジュール

4－(1)～(8)に規定する業務内容を契約履行期間内に実施し、完了すること。なお、各業務の実施時期についてはひたちなか市と受託者が協議の上決定するものとする。

6. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、ひたちなか市個人情報保護条例(平成17年条例第2号)を遵守するものとする。

7. 成果品

受託者は、次の成果物をひたちなか市に提出することとする。

(1) 実施報告書(紙印刷したもの) 5部

(2) 実施報告書のデータ

(3) ロゴマーク等のデータ

※(2)のデータについては、Microsoft Office形式とする。

※(3)のデータについてはAdobe社IllustratorもしくはPhotoshop形式とする。

※各データはCD-ROMまたはUSBメモリースティック等の電子媒体に格納すること。

8. 成果物の権利関係

(1) 本業務の履行における7－(1)～(3)までに掲げる成果品(次の8－(2)において「成果品」という。)の所有権は、全てひたちなか市に帰属するものとする。

(2) 成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を当該著作物の引渡し時に、ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

9. 留意事項

(1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。

(2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏えいしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏えいが無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。

(3) 受託者の責任に帰すべき理由により、ひたちなか市又は第三者に損害を与えた場合に

は、受託者がその損害を賠償することとする。

- (4) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。

10. 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、
都度ひたちなか市と協議すること。